

地域共生社会の在り方検討会議（第1回）

令和6年6月27日

参考資料

地域共生社会の在り方検討会議 参考資料

ひと、暮らし、みらいのために

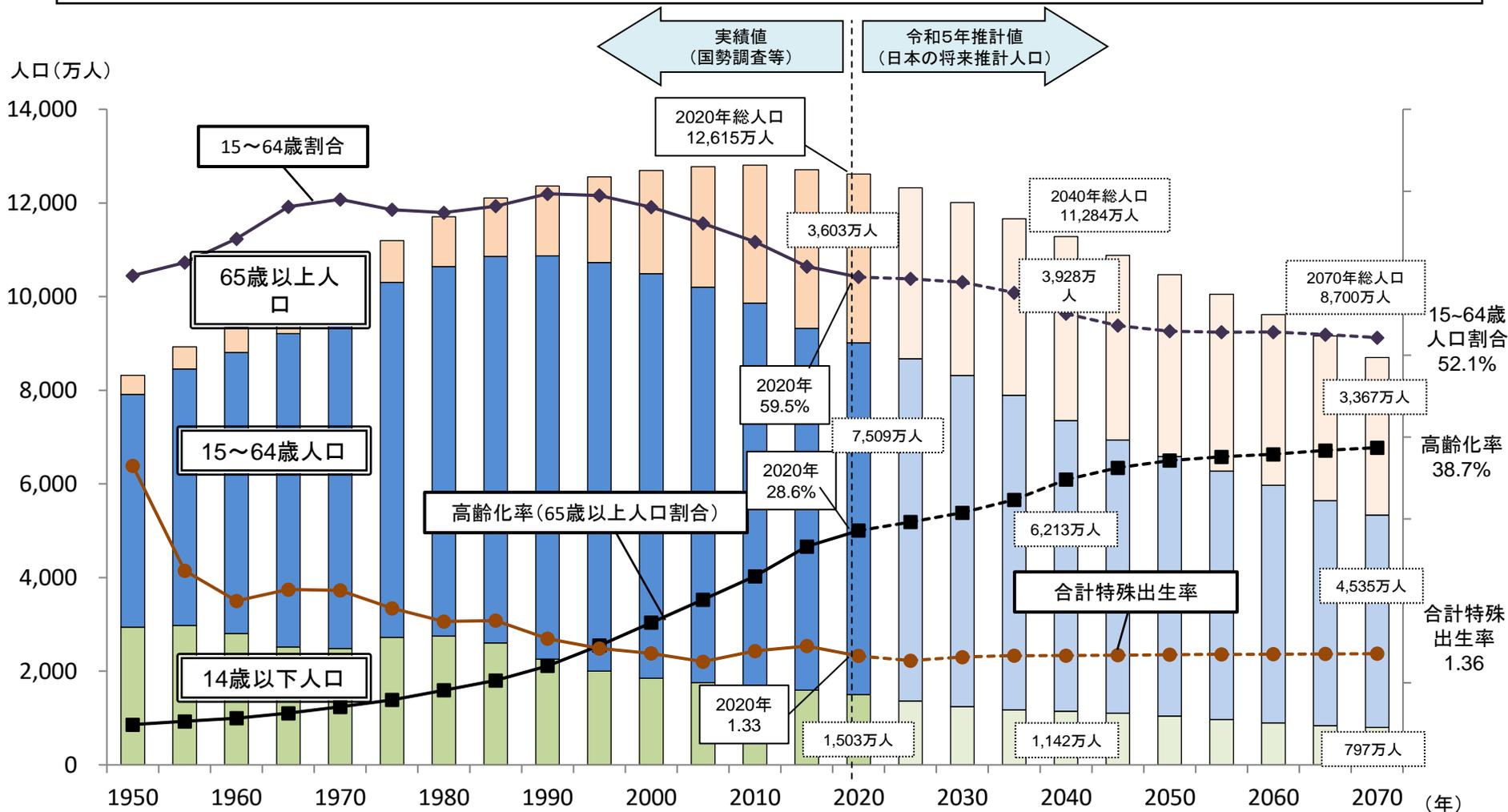


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- ① 地域共生社会の実現に向けた取組
- ② 成年後見制度の見直し・権利擁護支援策の充実
- ③ その他

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。

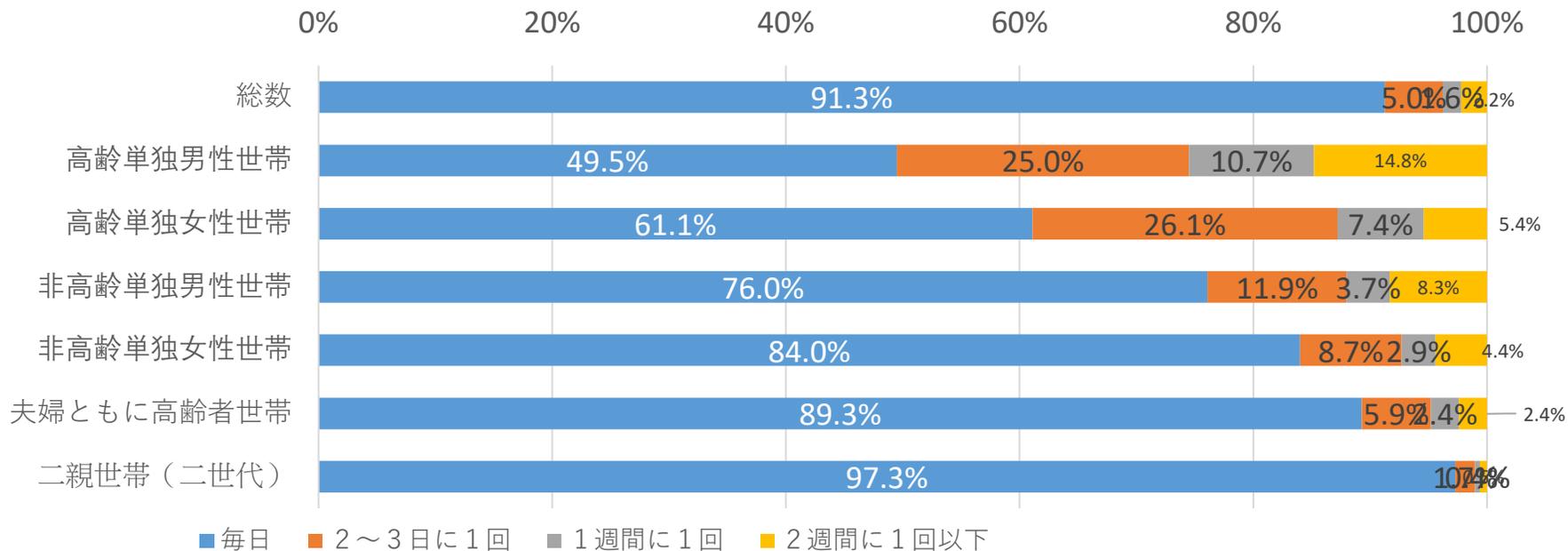


(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

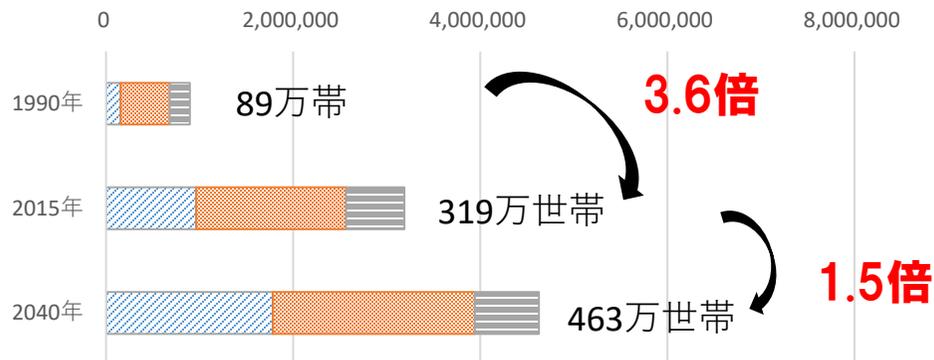
令和2年厚生労働白書より①

単独世帯（特に高齢単独世帯）においては、会話の頻度が少ない者の割合が高い

「会話の頻度」（世帯類型別・2017年）



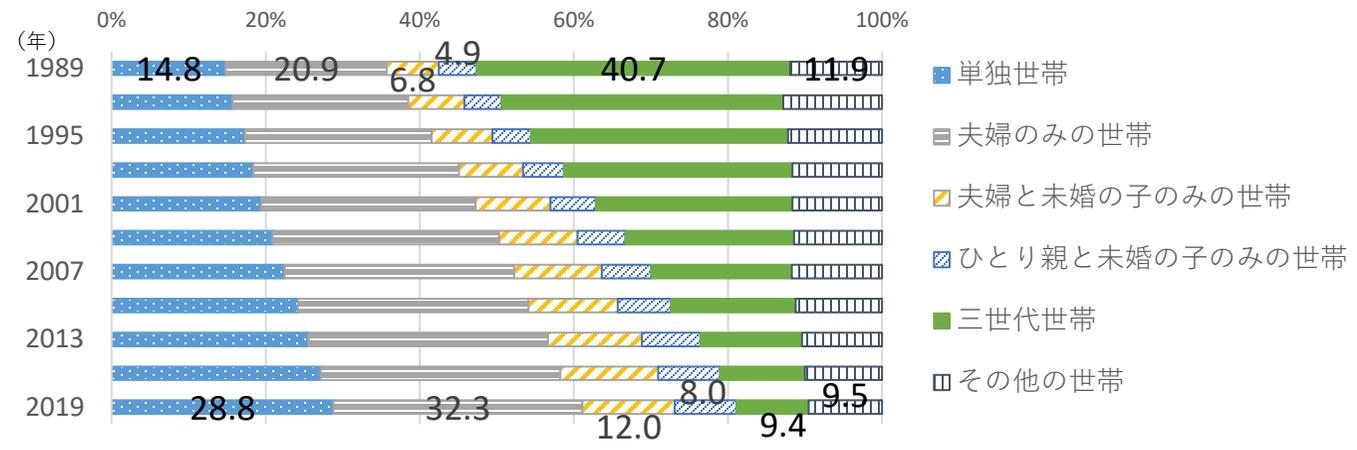
○「会話の頻度が少ない」高齢者の世帯は、1990～2015年の25年間で3.6倍となり、2015～2040年の25年間で1.5倍に増加の見込み。



令和2年厚生労働白書より②

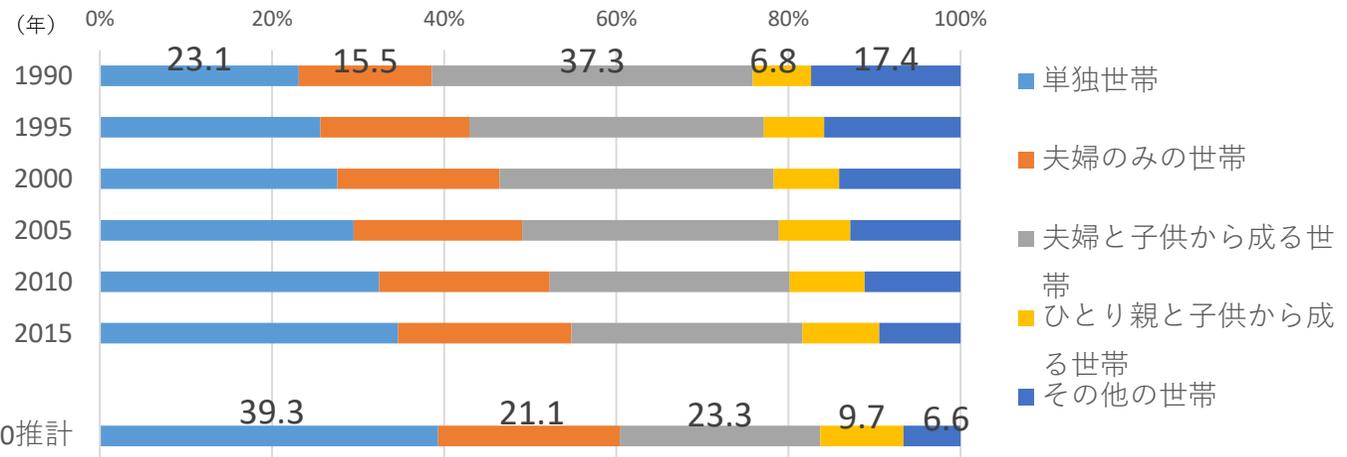
○ 平成の30年間で、**三世代世帯は約4割から約1割へと4分の1に減少**

65歳以上の人のいる世帯の世帯構造の推移



○ 世帯構造の変化がさらに進み、**2040年には単独世帯が約4割に**

世帯総数・世帯類型の構成割合の推移

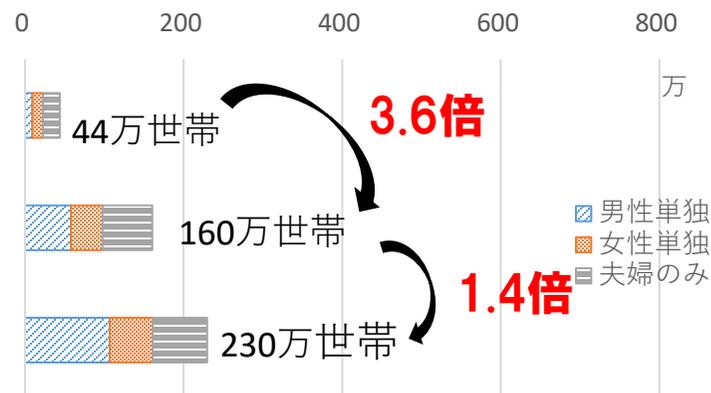
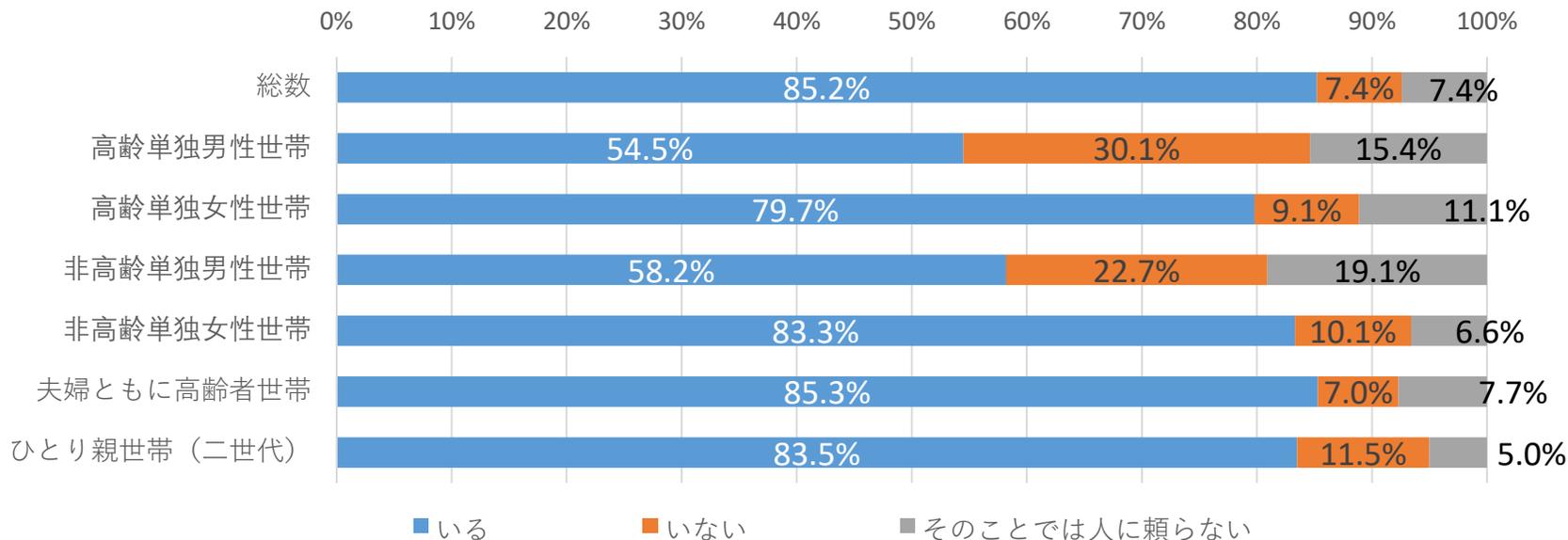


出典: 令和2年厚生労働白書(概要)

令和2年厚生労働白書より③

単独世帯（特に男性単独世帯）においては、日頃のちょっとした手助けで頼れる人がいない者の割合が高い

「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人の有無（世帯類型別・2017年）



○「日頃のちょっとした手助け」が得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯は、1990～2015年の25年間で3.6倍となり、2015～2040年の25年間で1.4倍に増加の見込み。

包括的な支援体制の整備関係の規定①（社会福祉法抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

包括的な支援体制の整備関係の規定②（社会福祉法抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

（略）

重層的支援体制整備事業関係の規定①（社会福祉法抜粋）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
 - 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
 - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
 - 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
 - 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

重層的支援体制整備事業関係の規定②（社会福祉法抜粋）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 （略）

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七十条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

重層的支援体制整備事業関係の規定③（社会福祉法抜粋）

（支援会議）

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

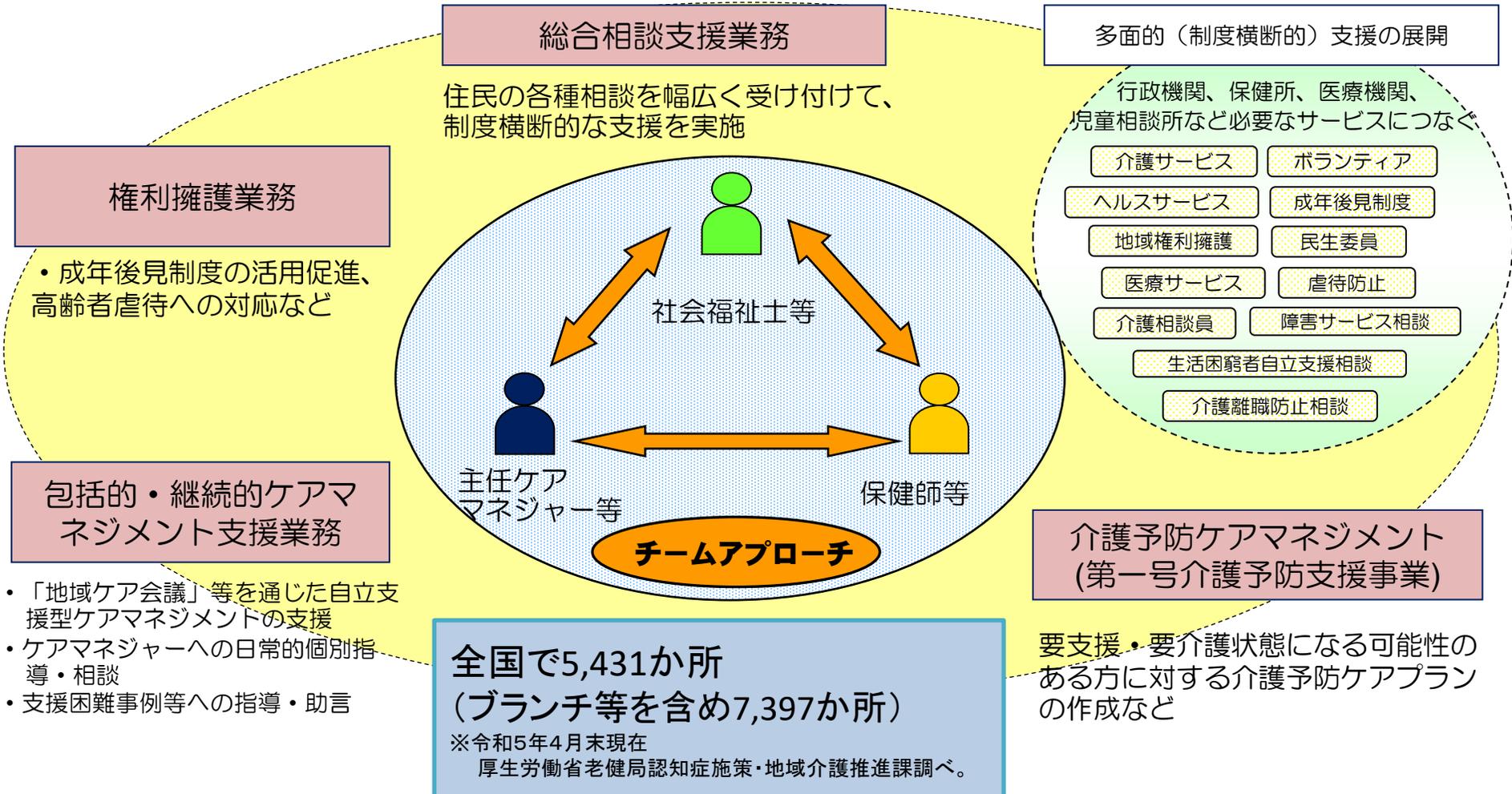
4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチを行う。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。
- 市町村が主体となり、一般介護予防事業を構成する以下5つの事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する。

○ 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

○ 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

○ 地域介護予防活動支援事業

市町村が介護予防に資すると判断する地域における住民主体の通いの場等の介護予防活動の育成・支援を行う。

○ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

○ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

生活支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業で
束ねられている各分野の事業

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、」「生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く」もの（地域支援事業実施要綱より）

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

（1）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

（A）資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

（B）ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

（C）ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

（2）協議体の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）等の標準額

■ 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）

■ 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

■ 住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数

一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

現行の相談体制の概略（障害者支援）

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 <p>※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)</p>	<p>■ 1,741市町村中</p> <p>778市町村 (R2.4) 45%</p> <p>873市町村 (R3.4) 50%</p> <p>928市町村 (R4.4) 53%</p> <p>973市町村 (R5.4) 56%</p> <p>※箇所数は1,215ヶ所(R5.4)</p>
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ● 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	<p>■ 全部又は一部を委託 1,564市町村 (90%)</p> <p>■ 単独市町村で実施 1,052市町村 (60%)</p> <p>※R5.4時点</p> <p>※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)</p>
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 <p>※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり</p>	<p>■ 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人</p> <p>11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人</p> <p>11,472ヶ所 (R4.4) 26,028人</p> <p>11,846ヶ所 (R5.4) 27,028人</p> <p>※障害者相談支援事業受託事業所数 2,134ヶ所(18%)</p>
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	<p>■ 3,551ヶ所 (R2.4)</p> <p>3,543ヶ所 (R3.4)</p> <p>3,671ヶ所 (R4.4)</p> <p>3,861ヶ所 (R5.4)</p>

地域活動支援センターの概要（障害者支援）

根拠：障害者総合支援法第77条第1項第9号
基準：地域活動支援センターの設備及び運営に関する
基準（平成18年厚生労働省令）

目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設（法第5条第1項第27号）
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能

事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施

実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

設置要件等

- 10人以上の人員が利用できる規模（※ 創作的活動の機会の提供等ができる場所や必要な備品等を整備）
- 施設長1名、指導員2名以上の職員を配置

補助内容

- 基礎的事業については、地方交付税により措置（平成18年度より）
- 手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」（地域生活支援事業費等補助金）として、国庫補助を実施（国1/2以内、都道府県1/4以内）

施設数

2,794カ所（社会福祉施設等調査報告：令和4年10月1日現在）

地域活動支援センター機能強化事業の概要

概要

基礎的事業に加え、手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合に地域生活支援事業費等補助金により国庫補助を行うもの(国1/2以内、都道府県1/4以内)

事業内容

1 地域活動支援センターⅠ型

【事業内容】精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施

【利用者数】1日あたり概ね20名以上

2 地域活動支援センターⅡ型

【事業内容】雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

【利用者数】1日あたり概ね15名以上

3 地域活動支援センターⅢ型

【事業内容】地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、引き続き援護事業を実施

【利用者数】1日あたり概ね10名以上

実施市町村数

1,053市町村(令和4年度)

(全市町村1,741のうち60.4%が実施)

※ 令和4年度地域生活支援事業費等補助金実績報告書より集計

利用者支援事業（子育て支援）

重層的支援体制整備事業で
束ねられている各分野の事業

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和6年度予算）

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,232千円	※職員配置形態等により異なる

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	合計
R4年度	1,043	378	1,720	—	3,141
R5年度	1,117	382	1,742	—	3,241

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞

令和6年度予算 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供



2. 施策の内容

○一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➤ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

3. 実施主体等

○実施主体 市町村(特別区を含む)

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○主な補助単価(令和6年度予算) ※開設日数等により単価が異なる

【基本事業】・一般型 8,714千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
9,739千円(6日型、常勤職員を配置の場合)
(新設)10,772千円(7日型、常勤職員を配置の場合)

→現行の「6～7日型」単価を見直し「7日型」を創設

・連携型 3,257千円(5～7日型の場合)

【加算事業】・子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)
3,247千円(一般型(5日型)で実施した場合)

・地域支援加算1,592千円

・特別支援対応加算1,111千円

・育児参加促進講習休日実施加算 425千円

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

○実施か所数の推移(単位:か所数)

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7,578	7,735	7,856	7,970	8,016

地域子育て支援拠点事業の概要

重層的支援体制整備事業で
束ねられている各分野の事業

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。） （社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して別途加算を行う ・出張ひろばの実施（加算） 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施（加算）※ <ul style="list-style-type: none"> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う 	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う。 ・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6日、週7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

自立相談支援事業（生活困窮者自立支援）

- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- 全国**1,387カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営+委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※世田谷区の場合、区内6カ所に自立相談支援機関を設置。
1機関あたり6～7名（事務補助含む）
- ※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



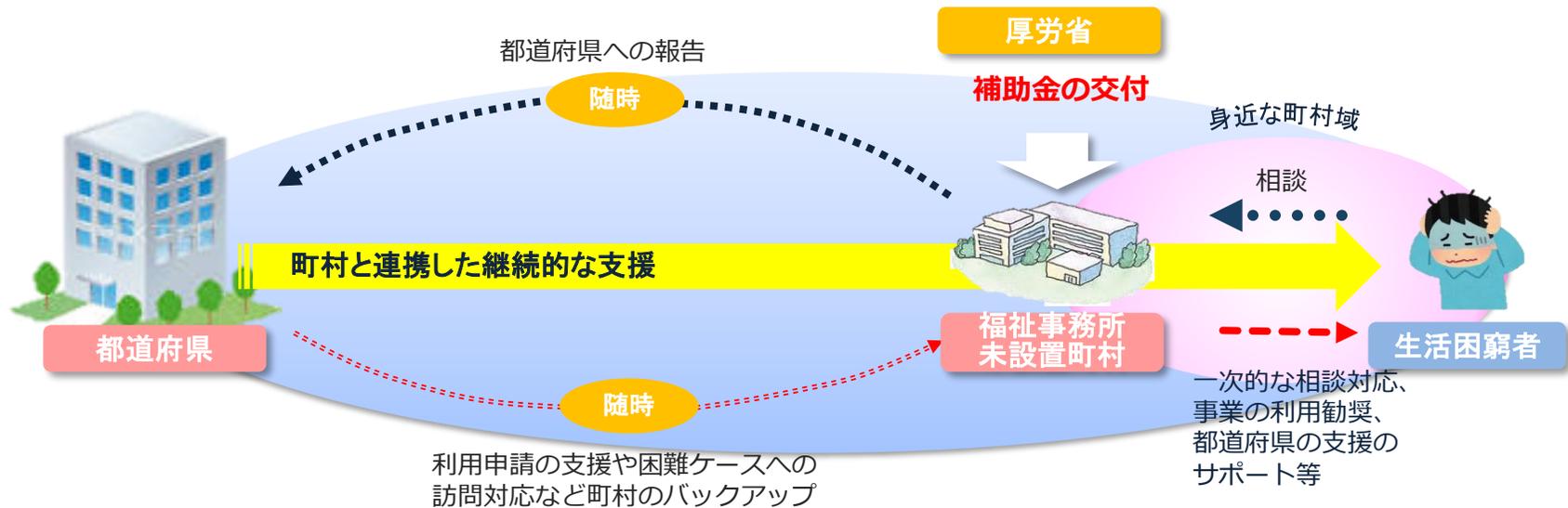
福祉事務所未設置町村による相談の実施（生活困窮者自立支援）

平成30年10月～

事業の概要

- 福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、町村が希望する場合には、都道府県のサポートを前提として、町村が生活困窮者からの相談に応じるなど一次的な相談支援を実施。
- 福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
 - ① 必要な情報の提供及び助言 ② 都道府県との連絡調整 ③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨 ④ その他必要な援助 等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

（参考）都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



期待される効果

- 福祉事務所を設置していない町村においても、町村内の生活困窮者等の状況を踏まえ、相談窓口を設置することが可能となり、住民の相談の利便性が高まることが期待される。

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるように、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

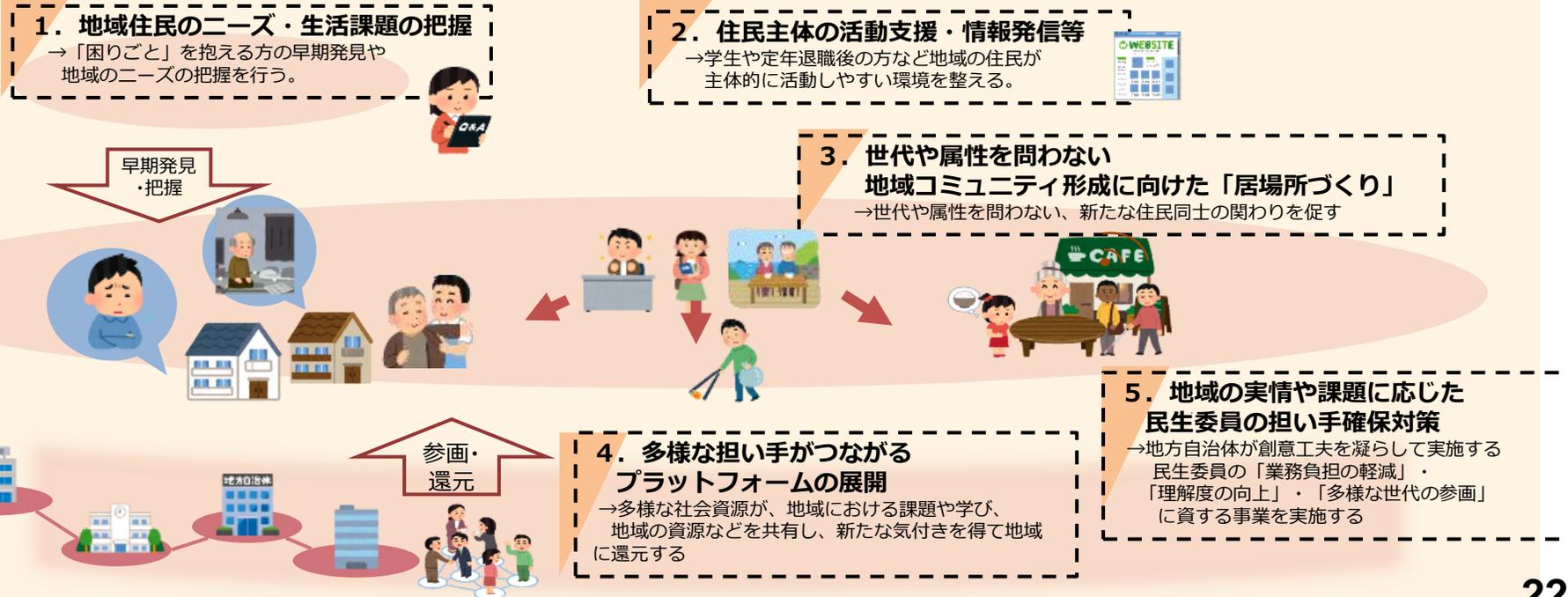
【事業内容】	【実施主体】
<ul style="list-style-type: none"> ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 ②住民主体の活動支援・情報発信等 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策 	<p>市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可)</p> <p>【負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～④：国1/2、実施主体1/2 ⑤：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 <p>※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する</p>

【事業イメージ】

ニーズの把握

住民活動の活性化

多様な社会資源の連携



重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

令和6年度当初予算額

【包括的相談支援事業】	374億円	(213億円)	※()内は前年度当初予算額
【地域づくり事業】	116億円	(82億円)	※()内は前年度当初予算額
【多機関協働事業等】	53億円	(27億円)	※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加を見込みつつ（R6は346市町村で実施する予定）**、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346

「重層的支援体制整備事業に関する自治体アンケート調査」結果概要

- 調査主体 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室
- 調査客体
 - (1) 令和5年度重層的支援体制整備事業実施市町村 189市町村
 - (2) 令和5年度に重層的支援体制整備事業を実施していない市町村のうち、国において抽出した306市町村
- 調査期間 令和5年6月～7月
- 回収率
 - (1) 重層事業実施市町村向け調査：94.7%
 - (2) 重層事業未実施市町村向け調査：94.8%
- 主な調査項目・結果

	事業の実施形態	事業効果	今後の改善点
実施市町村 向け調査	<ul style="list-style-type: none"> • 事業実施に当たって組織体制の見直しを行った市町村が半数弱。 • 事業検討メンバーに福祉分野以外も含めている自治体は少数。 • 参加支援やアウトリーチについて幅広い取組が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 各相談支援事業には利益をもたらしているといえるが、地域づくり事業には利益をもたらしていると言いきれない。 • 「庁内連携」「支援者支援」「担当者の資質向上」に効果を実感している市町村が多く、「社会資源の創出」は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 「教育」分野と連携できている市町村は多く、「防災」分野は少ない。 • 定性的な効果測定には負担を感じる市町村が多い。 • 国や都道府県に対しては、ノウハウや好事例の提供を求める市町村が多い。
	体制整備の現状	今後の改善点	
未実施市町村 向け調査	<ul style="list-style-type: none"> • 「何らかの取組が必要とは考えているが、具体的な検討を行っていない」自治体が多い。 • 未実施の理由としては、人員体制不足のほか、事業をすべて実施することが困難とする市町村が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報の共有に課題感を抱える市町村は半数程度で、そのうち多くの市町村において支援会議のニーズがある。 • 国や都道府県に対しては、ノウハウや好事例の提供を求める市町村が多い。 	

支援に関する会議体同士の関係について

各会議の関係（イメージ）

調整会議（生活保護制度：令和7年4月～）

- ・設置主体：保護の実施機関（福祉事務所）
- ・構成員：地域の支援関係機関や事業の委託を受けた者等
- ・主な目的：関係機関等との支援の調整・情報共有
- ・情報共有の対象：被保護者（複数の関係機関との緊密な連携が必要と福祉事務所が判断した者）

支援会議（生活困窮者自立支援制度）

- ・設置主体：福祉事務所設置自治体（困窮制度主管部局）
- ・構成員：地域の支援関係機関や事業の委託を受けた者等
- ・主な目的：関係機関の情報共有による要支援者の早期把握・支援体制の検討
- ・情報共有の対象：生活困窮者

地域ケア会議（介護保険制度）

（自立支援）協議会（障害福祉制度）

要保護児童対策地域協議会（子ども施策）

支援会議 （重層的支援体制整備事業）

- ・設置主体：市町村
- ・構成員：高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等各分野に関する関係者
- ・主な目的：地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制の整備
- ・情報共有の対象：地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）①

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	小樽市	福島県	福島市	千葉県	市川市	神奈川県	鎌倉市	長野県	長野市
	旭川市		郡山市		船橋市		藤沢市		松本市
	登別市		須賀川市		木更津市		小田原市		岡谷市
	七飯町		川俣町		松戸市		茅ヶ崎市		飯田市
	京極町	茨城県	土浦市		野田市		伊那市		
	妹背牛町		古河市		柏市		駒ヶ根市		
	鷹栖町		那珂市		市原市	下諏訪町			
	津別町		東海村		流山市	厚木市	富士見町		
	厚真町	栃木県	宇都宮市		君津市	新潟県	新潟市		原村
	音更町		栃木市		浦安市	柏崎市	松川町		
	鹿追町		那須塩原市		袖ヶ浦市	村上市	飯綱町		
	大樹町		さくら市	香取市	関川村	岐阜県	岐阜市		
	広尾町		那須烏山市	中央区	富山市		大垣市		
碓別町	下野市		墨田区	高岡市	関市				
青森県	鱒ヶ沢町		市貝町	目黒区	氷見市		恵那市		
	藤崎町		壬生町	大田区	南砺市		美濃加茂市		
	大鰐町	野木町	世田谷区	射水市	海津市				
	田舎館村	高根沢町	渋谷区	舟橋村	静岡県	静岡市			
	板柳町	那珂川町	中野区	金沢市		浜松市			
岩手県	盛岡市	群馬県	太田市	小松市		熱海市			
	遠野市		館林市	能美市		富士宮市			
	釜石市		みどり市	福井市		富士市			
	矢巾町		上野村	敦賀市		伊豆市			
	岩泉町		みなかみ町	鯖江市		伊豆の国市			
宮城県	仙台市	埼玉県	玉村町	あわら市		函南町			
	涌谷町		川越市	越前市		長泉町			
	能代市		川口市	坂井市		小山町			
	大館市		行田市	美浜町	山梨県	山梨市			
	湯沢市		狭山市	調布市		甲州市			
	鹿角市		草加市	小平市		東京都	中央区		
	由利本荘市		越谷市	江戸川区			墨田区		
	大仙市		桶川市	八王子市			目黒区		
	にかほ市		北本市	立川市	大田区				
	井川町		ふじみ野市	三鷹市	世田谷区				
大潟村	川島町	青梅市	渋谷区						
山形県	山形市	鳩山町	国分寺市	中野区					
	天童市	鳩山町	国立市	杉並区					
			国立市	豊島区					
			狛江市	葛飾区					
			多摩市	江戸川区					
			稲城市	立川市					
			西東京市	三鷹市					
				青梅市					
				調布市					
				小平市					
				国分寺市					
				国立市					
				狛江市					
				多摩市					
				稲城市					
				西東京市					

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）②

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
愛知県	名古屋市	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		大牟田市		中津市
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市
	一宮市		草津市		芦屋市		西粟倉村		八女市		津久見市
	半田市		守山市		伊丹市		広島市		大川市		竹田市
	春日井市		栗東市		川西市		呉市		小都市		杵築市
	豊川市		甲賀市		養父市		竹原市		古賀市		宇佐市
	豊田市		野洲市		加東市		三原市		うきは市		九重町
	犬山市		湖南省		奈良市		尾道市		糸島市		玖珠町
	稲沢市		高島市		桜井市		福山市		岡垣町		宮崎県
	新城市		東近江市	宇陀市	大竹市	大刀洗町	延岡市				
	東海市		米原市	三郷町	東広島市	佐賀県	佐賀市		小林市		
	大府市		竜王町	田原本町	廿日市市		長崎県	長崎市	日向市		
	知多市		京都市	高取町	海田町	熊本県		五島市	三股町		
	岩倉市	亀岡市	王寺町	坂町	山鹿市		山鹿市	都農町			
	豊明市	長岡京市	吉野町	宇部市			菊池市	門川町			
	日進市	精華町	大淀町	山口市			合志市	鹿児島県	鹿児島市		
	田原市	堺市	川上村	長門市			大津町		鹿屋市		
	みよし市	豊中市	和歌山市	周南市			菊陽町		中種子町		
	長久手市	高槻市	橋本市	徳島県			御船町		大和村		
阿久比町	貝塚市	鳥取市	小松島市	嘉島町			和泊町				
東浦町	枚方市	米子市	高松市	益城町							
美浜町	茨木市	倉吉市	さぬき市								
武豊町	八尾市	智頭町	綾川町								
	八尾市	琴平町	琴平町								
	富田林市	宇和島市	愛媛県	宇和島市							
三重県	四日市市	河内長野市	愛南町	高知市							
	伊勢市	箕面市	安芸市	安芸市							
	松阪市	柏原市	四万十市	四万十市							
	桑名市	高石市	本山町	本山町							
	鈴鹿市	東大阪市	いの町	いの町							
	名張市	交野市	中土佐町	中土佐町							
	亀山市	大阪狭山市	黒潮町	黒潮町							
	鳥羽市	阪南市									
	いなべ市	熊取町									
	志摩市	太子町									
	伊賀市										
	御浜町										

346自治体

令和6年度当初予算額 1,804億円

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体 市町村

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

事業内容

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

総合事業を構成する各事業の内容及び対象者（高齢者支援）

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

○ 対象者は以下のとおり。(施行規則第140条の62の4)

- ① 要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)
- ③ 継続利用要介護者(一部サービスに限る)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。

※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者等に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。

※ 介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

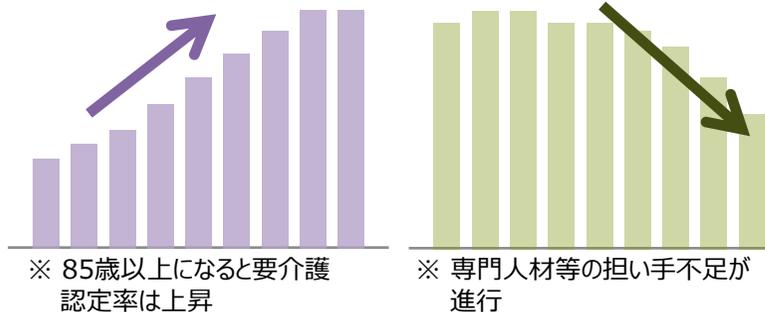
総合事業の充実に向けた基本的な考え方

地域共生に関連する施策

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

85歳以上人口の増加

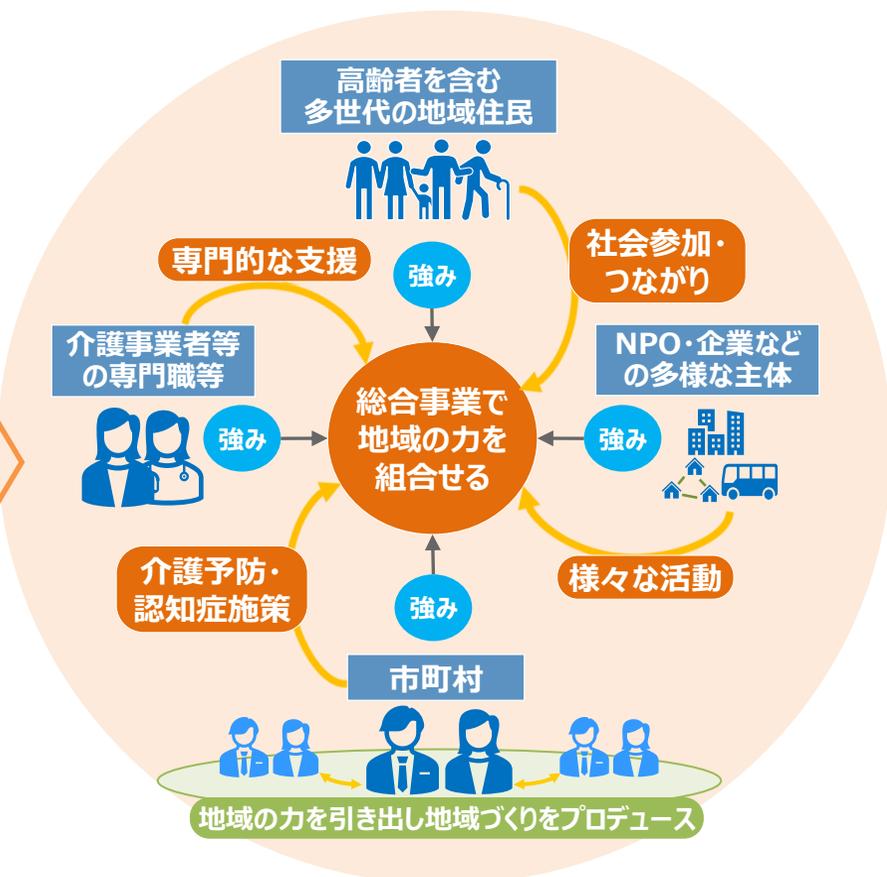
現役世代の減少



地域共生社会の実現



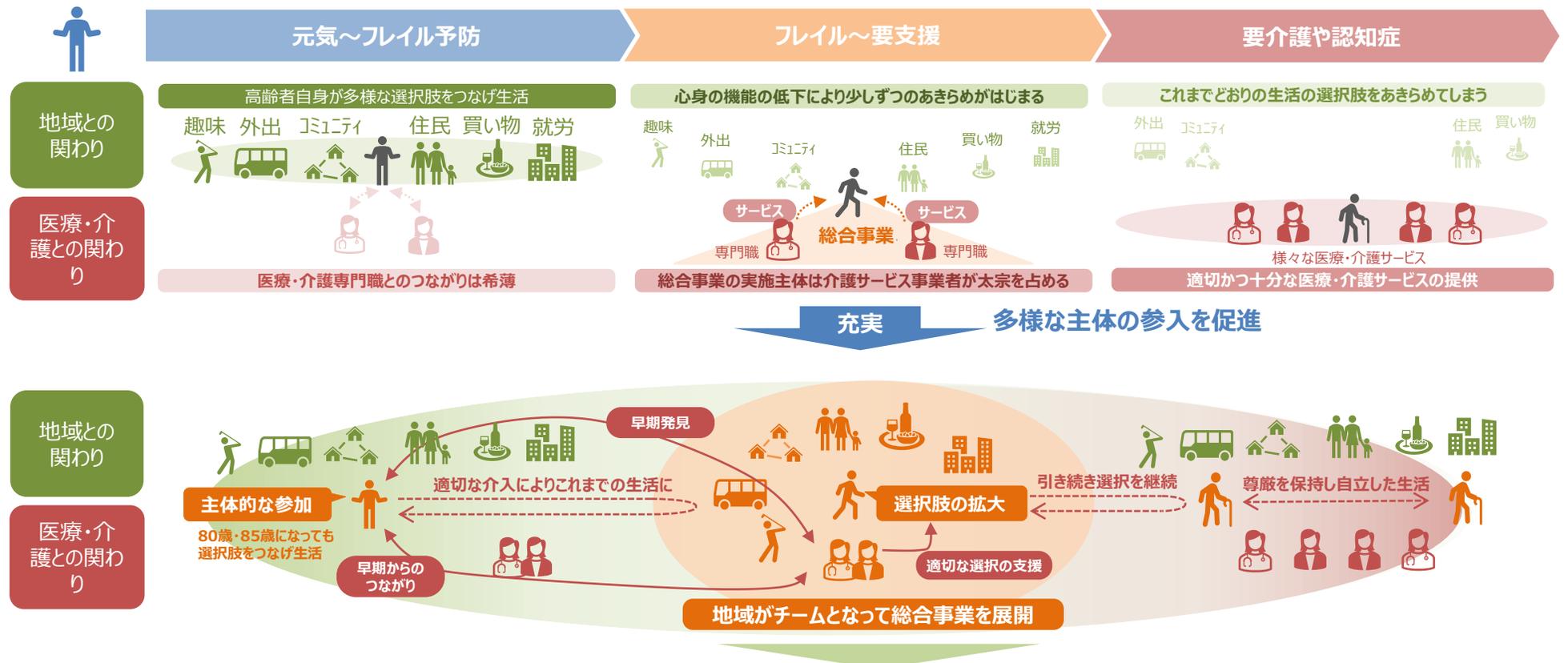
地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々



介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）②

高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに寄り合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

自立生活援助

地域共生に関連する施策
(身寄りのない高齢者等支援)

○対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等や居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者

○サービス内容

■ 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

○主な人員配置

- サービス管理責任者
 - ・常勤専従である場合 60:1以上
 - ・常勤以外の場合 30:1以上
- 地域生活支援員1以上 (25:1が標準)
 - ・サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務が可能。
 - ・自立生活援助事業所と併設する地域相談支援事業所を一体的に運営している場合は、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務可能。

○報酬単価 (令和6年4月～)

■基本報酬

自立生活援助サービス費(Ⅰ)	自立生活援助サービス費(Ⅱ)	自立生活援助サービス費(Ⅲ)
障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合 <ul style="list-style-type: none">・地域生活支援員30:1未満 [1,566単位]・地域生活支援員30:1以上 [1,095単位]	(Ⅰ)以外の場合 <ul style="list-style-type: none">・地域生活支援員30:1未満 [1,172単位]・地域生活支援員30:1以上 [821単位]	(Ⅰ)(Ⅱ)以外の場合 利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合 [700単位]

■主な加算

ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月	集中支援加算 自立生活援助サービス費(Ⅰ)を算定している場合に限り、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、自立生活援助を行った場合 500単位/月	同行支援加算 月2回まで 500単位/月 月3回 750単位/月 月4回以上 1,000単位/月
緊急時支援加算(Ⅰ) ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位/日	日常生活支援情報提供加算 ※月1回を限度 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位/回	居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月
緊急時支援加算(Ⅱ) 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合 94単位/日		地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回

○事業所数 287(国保連令和6年1月実績)

○利用者数 1,220(国保連令和6年1月実績)

地域生活支援拠点等の整備について(障害者支援)

地域共生に関連する施策
(身寄りのない高齢者等支援)

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

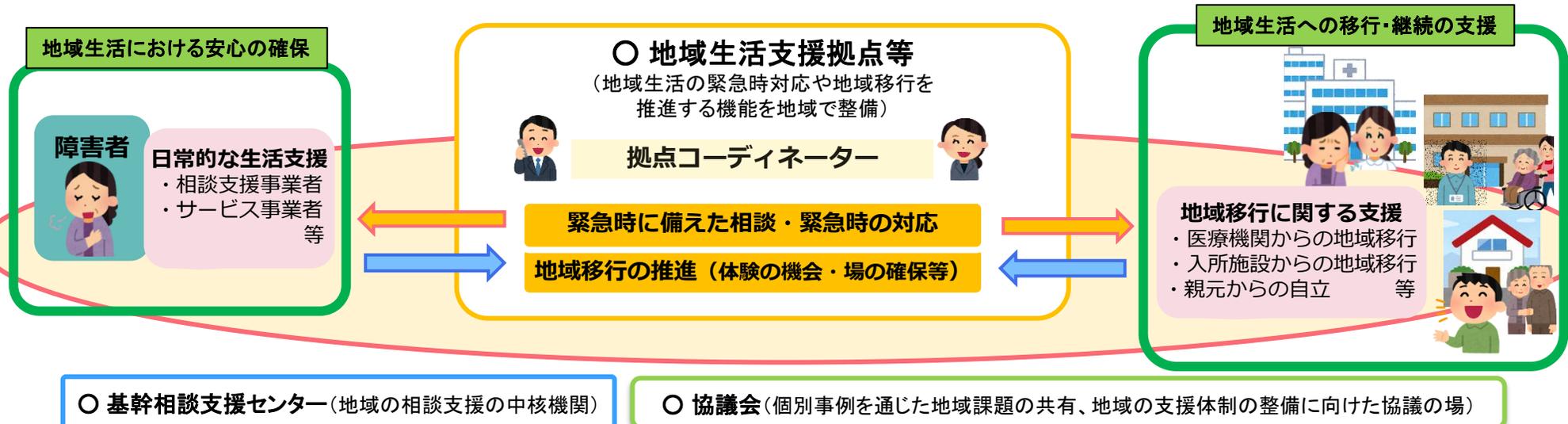
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、一人一人のニーズに応じて包括的な支援を実施

困難な問題を抱える女性

女性相談支援センター [49か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり

- 各都道府県 1か所（徳島県のみ3か所）
- 相談・カウンセリング・情報提供を実施

女性相談支援員

[全国1,595人]

- 女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
- 相談・専門的技術に基づく援助等を実施

一時保護所 [各都道府県1か所]

- 女性相談支援センターに併設
- 民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託。
- 中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設

[39都道府県、47か所]

- 生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

民間シェルター 母子生活支援施設等

関係機関等

連携・協力

自立

福祉事務所・市町村

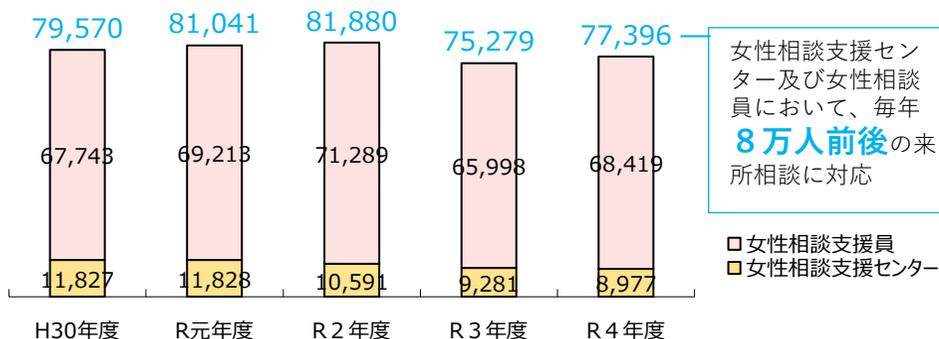
生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活援助事業、児童扶養手当の支給 等

- 母子家庭等就業・自立支援センター**：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
- ハローワーク**：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
- 児童相談所**：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

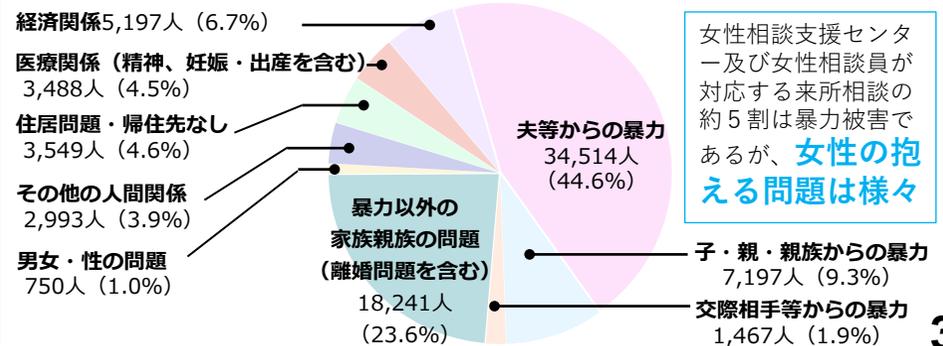
(令和5年4月1日現在)

女性支援の現状

● 女性相談支援センター及び女性相談員による来所相談人数



● 女性相談支援センター及び女性相談員による来所相談の内容



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

地域共生に関連する施策
(困難な問題を抱える女性への支援)

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組み**を構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

- 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
- ⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続

1 事業の目的

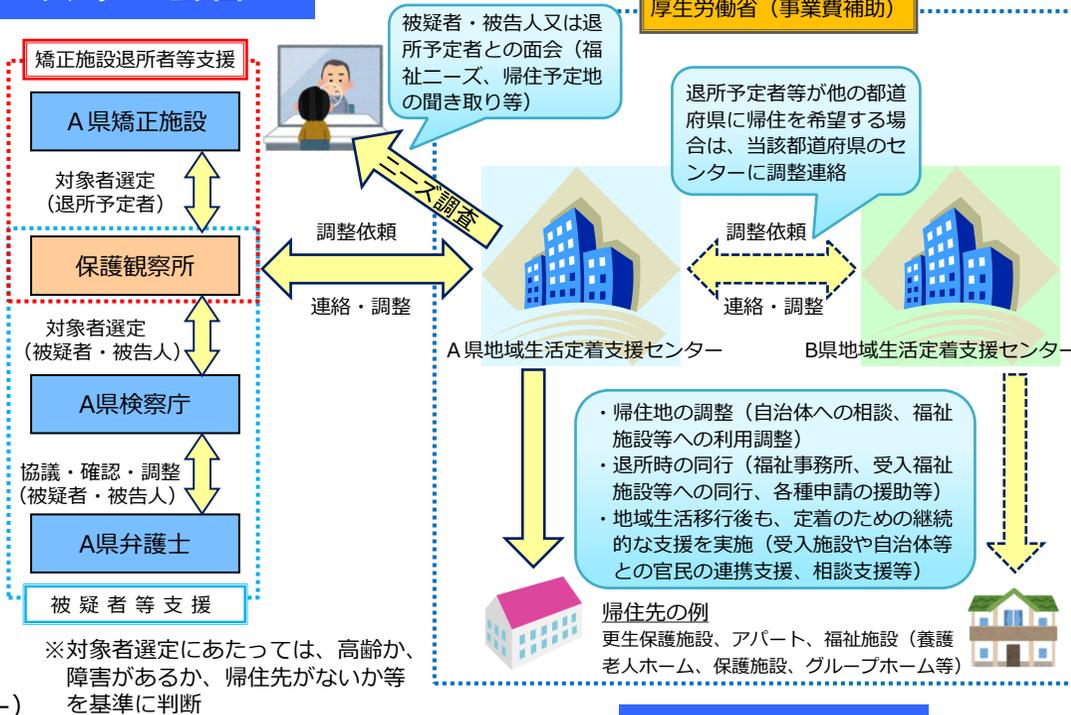
本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
 - ① **コーディネート業務**（矯正施設退所予定者の福祉サービスへのつなぎ）
 - ② **フォローアップ業務**（矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー）
 - ③ **相談支援業務**（犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談への支援）
 - ④ **被疑者等支援業務**（被疑者等を福祉サービスへつなぎ、その後フォロー）
 - ⑤ **上記の業務を円滑かつ効果的に実施するための業務**
(関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等)

スキーム図



実施主体

都道府県

ひきこもり支援施策の全体像

地域共生に関連する施策
(ひきこもり支援)

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業 (令和5年度: 245市区町村)

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター (令和5年度: 32市区町)

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション (令和5年度: 93市区町村)

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業 (令和5年度: 120市区町村)

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

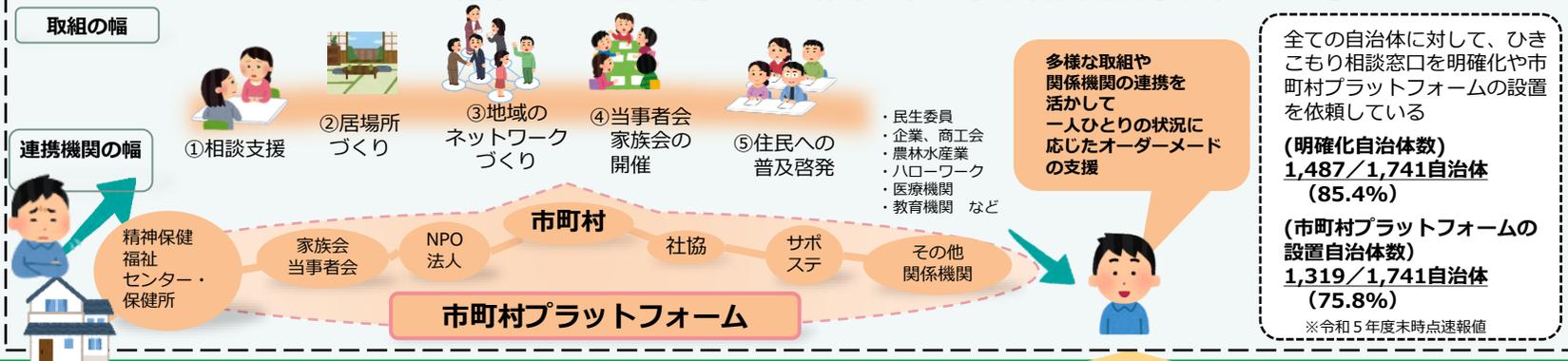
就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援 (拡充)

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用 (実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など) へ手厚く補助 (※次年度、センター等の実施が条件)

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ ~「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」~



後方支援

立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置

等

都道府県 (指定都市) 域 (67都道府県市)

- ②支援の質の向上
- ③支援者のケア

①社会全体の気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ (支援者支援) の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

厚生労働省

自殺対策（「第4次自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）のポイント）

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。**

2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。**

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。**
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた**総合的な施策の更なる推進・強化。**

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思**によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域**において**安全**にかつ**安心**して**自立した日常生活**を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域**において**安心**して**日常生活**を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果**を広く**国民が享受できる環境を整備**。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の実現に**寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上の措置**その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

② 成年後見制度の見直し・権利擁護支援策の充実

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

令和6年度当初予算 **7.8**億円 (4.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
(都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるように、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
(市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 **全市町村**)

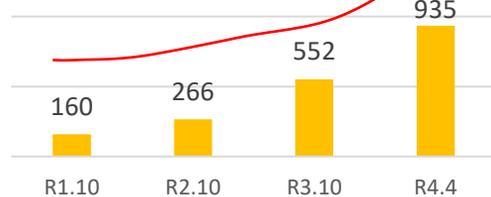
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関^(※)立ち上げ支援事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
 〈基準額〉600千円
 〈補助率〉1/2
 〈実績〉58市町村 (令和4年度)

(参考) 中核機関の整備状況



※「中核機関」とは、協議会(関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体)の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

中核機関未整備
市町村

中核機関整備

中核機関整備済
市町村

コーディネート機能強化

体制整備支援や職員研修の実施、対応困難事案等への支援

都道府県

市町村支援機能強化

(市町村支援機能強化の取組)

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
 〈基準額〉1,000千円/取組
 〈補助率〉1/2
 〈実績〉264市町村 (令和4年度)
 (コーディネート機能強化の取組)

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化 **新**
- ③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

〈実施主体〉都道府県 (委託可)
 〈基準額〉1,000千円/必須取組
 4,000千円/加算取組
 (1都道府県あたり最大10,000千円)
 〈補助率〉1/2 〈実績〉41都道府県 (令和4年度)

- 【必須】
- ① 司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
 - ② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
- 【加算】
- ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
 - ② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

市町村

都道府県

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

令和6年度当初予算 0.8億円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和4年4月1日現在 16都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

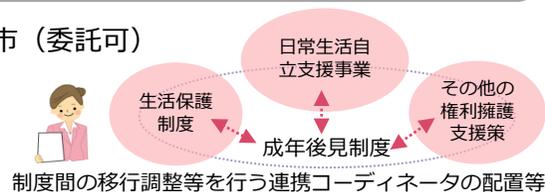
<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2 <実績> 70自治体 (令和4年度)



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化**に取り組む。

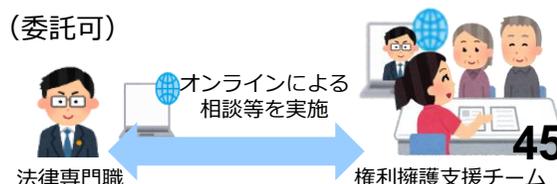
<実施主体> 都道府県、指定都市 (委託可)
<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2
<実績> 10自治体 (令和4年度)



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用**を図る。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
<基準額> 300千円
<補助率> 1/2
<実績> 34自治体 (令和4年度)



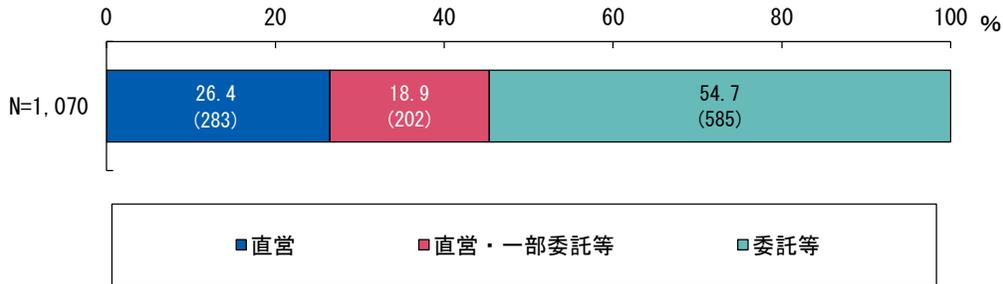
持続可能な権利擁護支援モデル事業「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」に関する主な意見

- 総合的権利擁護支援策の充実は、国の公的責任の下で行われるべき課題。社会福祉法改正を含めて、この1年、集中的に検討してほしい。
- 監督・支援団体は、「司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討」として重要な役割が期待される。個人情報を扱い、裁判所と連携することも期待され、法律に位置付ける必要がある。モデル事業の成果を待ってからでは遅い。
- 関係性の濫用が疑われる場面には、意思決定サポーターではなく、監督・支援団体による対応が必要。
- 権利擁護の枠組みは対象者を限定せずに議論すべき。支払い能力を基準に絞り込むことは慎重にしてほしい。資力のある人とはどのような人を指すのかも曖昧。
- 法律家としては、判断能力は物事によって様々であることを踏まえ、後見相当でもモデル事業の契約を締結できる新たな法的解釈を基盤整備としてやっていかななくてはならない。
- 社会福祉は社会連帯の考え方に立った支援。市民がどう関与していくか考えてほしい。拙速に議論が進むことも危惧している。基本計画の権利擁護支援の考え方や社会福祉法での社会福祉の推進の理念を基盤に議論を進めるべき。
- 成年後見制度を利用していない状態における地域での権利擁護支援体制構築は最重要課題。地域福祉の中でモデル事業が準備されていなければ、後見制度はいつまでも終わらせられない。モデル事業と法定後見（必要性・補充性）の接続性をしっかり位置付けることを希望する。
- モデル事業の法制化は、成年後見制度利用促進法の全面的見直しと併せて行うことが望ましい。
- モデル事業は新たな社会福祉モデルをつくるように感じるが、専門家会議の職責なのか。国・地方公共団体は、人々が地域の社会福祉サービスの提供を受けることができる体制を整備「しなければならない」とすることが社会福祉の最終的な施策目標。厚労省全体で考えてほしい。
- モデル事業と日常生活自立支援事業との役割分担の整理が必要。
- 日常生活自立支援事業との連携の推進や実施体制の強化が不可欠で、そこをベースとしてモデル事業の全国展開を進めてほしい。
- 監督・支援団体と中核機関との役割や機能の整理が必要。

※ 第15回成年後見制度利用促進専門家会議 資料1-2「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ結果概要」の「(3)委員の主な意見」からモデル事業法制化等に関連する部分を抜粋

「中核機関」 (1,070自治体) について (1 / 2)

● 運営主体



中核機関の委託先内訳

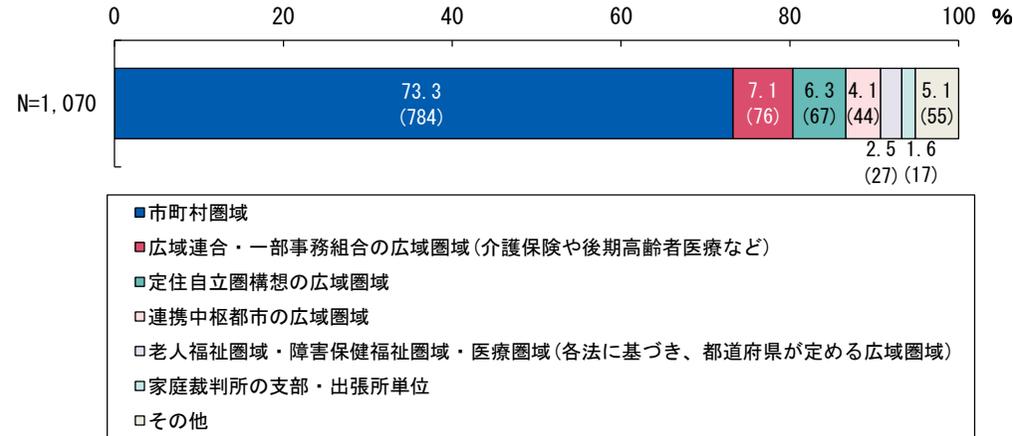
(中核機関の運営主体が「委託等」または「直営・一部委託等」の自治体のみで集計)

委託先	委託している機関数
社会福祉法人	667
うち、社会福祉協議会	624
NPO法人	81
一般社団法人	59
公益社団法人	2
その他	29

※ 1自治体で複数の機関に委託している場合や、複数の自治体が1つの機関に委託している場合がある。

※ 重複を含む。

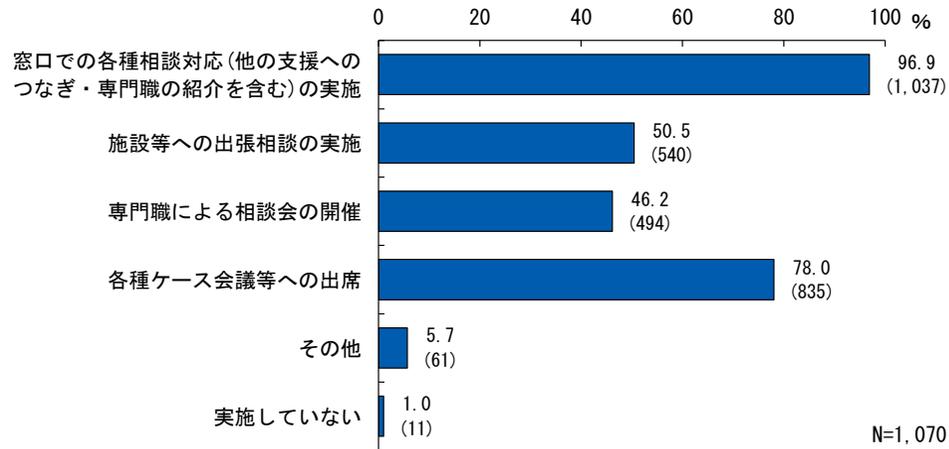
● 中核機関の整備圏域



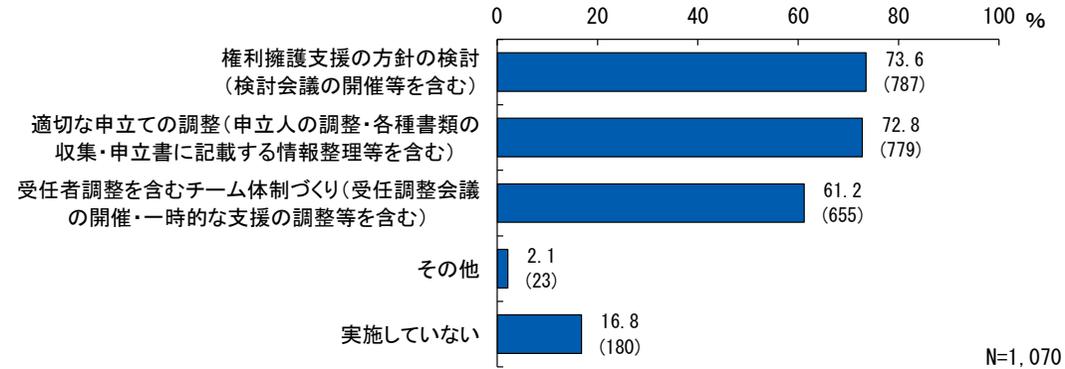
【出典】 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果
 (調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県)
 (調査時点：令和5年4月1日)

「中核機関」(1,070自治体) について (2/2)

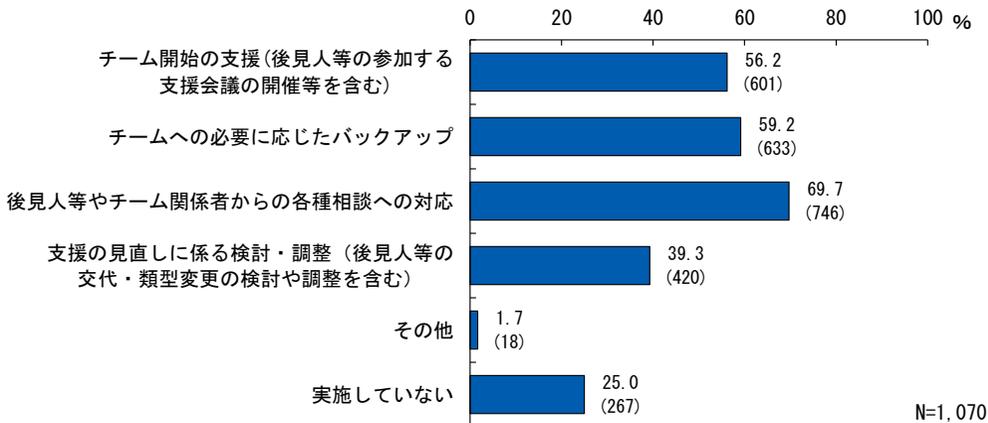
● 権利擁護の相談支援機能に関する取組



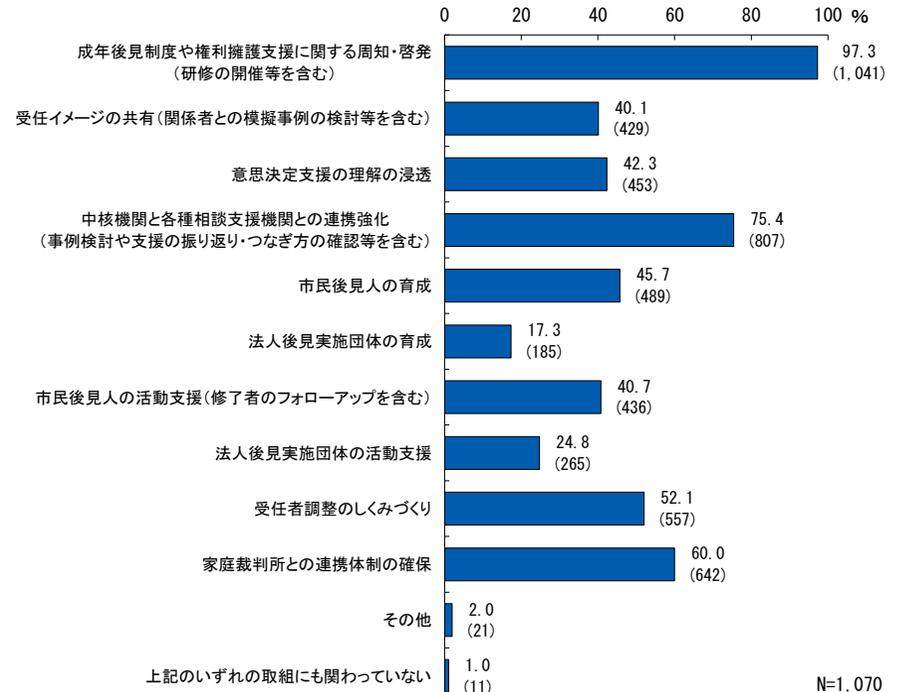
● 権利擁護支援チーム形成支援機能に関する取組



● 権利擁護支援チームの自立相談機能に関する取組



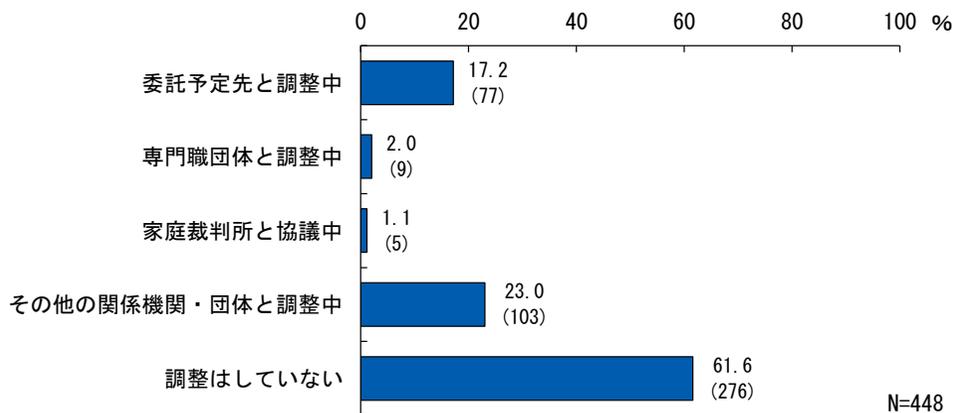
● 地域連携ネットワークの強化に係る取組



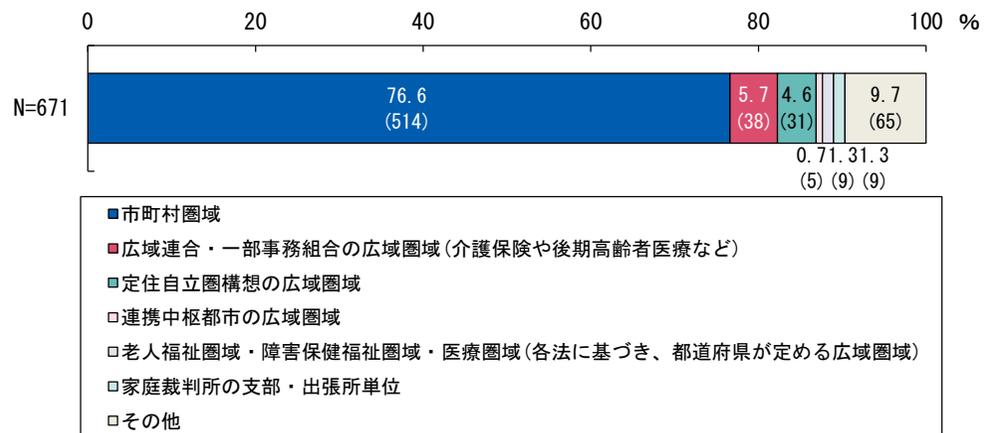
【出典】 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果
 (調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県)
 (調査時点：令和5年4月1日)

「中核機関」未整備自治体について

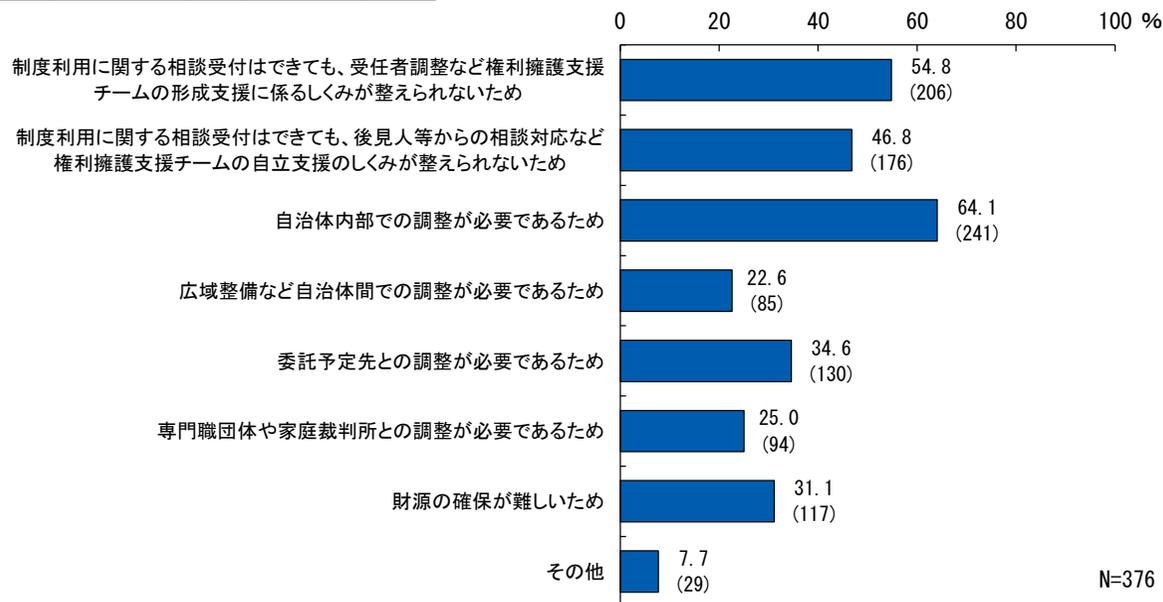
●関係団体等との調整状況



●中核機関整備の方向性（設置区域）



●中核機関の整備に向けた主な課題



【出典】 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果
 （調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県）
 （調査時点：令和5年4月1日）

成年後見制度利用促進専門家会議における「中核機関」の位置づけに関する 委員発言（1/2）

- 現在、市町村が様々な形で整備を進めている中核機関についてです。中核機関の根拠は、国の計画にとどまり、市町村に与えられる財源も、わずかな交付税と補助金しかありません。そのため、地域の実情に応じた中核機関の持続可能な運営に向け、社会福祉法により市町村が整備する包括的な支援体制の中に、中核機関など権利擁護の支援体制を法律上で位置づけ、併せて市町村の運営費用に対し、法律上で国や都道府県による補助規定を設けて、安定的な財源確保を講じ、国からの支援を継続的に受けられるようにすることを求めます。
- 地域連携ネットワークの体制整備についてです。促進法と基本計画しか法的根拠がない中で、より一層の体制整備を進めていくためには、中核機関の位置づけの明確化ということが必要ではないかと考えています。また、実際の困り事というのが、どれか1つの窓口で解決するわけではないので、市町村の現場では包括的な支援体制の構築ということが求められています。これまでも権利擁護支援の体制を包括的な支援体制と一体的に整備していく必要があるということを申し上げてきましたけれども、実態としてはそうなっていかざるを得ないわけですし、そうしないといけないと思っています。そういった意味で、何らかの形で社会福祉法、特に包括的な支援体制との関連で中核機関の位置づけを明確化していくといったことを今後、検討していただきたいと考えています。
- さらに、中核機関に法的根拠がいまだにないというところについても、法的根拠をしっかりと位置づけて、役割・機能について整理をしていく必要があるのではないかと思います。こういったことを考えていくに当たりましては、例えば、法務省と厚生労働省による共管法という考え方もあるのではないのでしょうか。その中においては、民法858条に示されている意思尊重義務を具体的に規定することによって、意思決定支援の具体化・具現化も整理される必要があるのではないかと感じております。
- これから必要な範囲で使えるときだけ使うカジュアルな後見制度ができていくとすれば、そういった後見制度と総合的な地域における権利擁護施策を御本人に合わせて適切に使い分けていく。また、こちらで使っていたものが今度は後見に行く、しかし、後見はもういいのでまた地域に返す、そういったことを適切に集約したり、評価をしたりしていく機関というのは、どうしても福祉機関として必要だと思っております。これは今、中核機関として模索している機能の一部ではあると思いますが、それを明確に法定の機関として役割や機能を明らかにしていく作業がもう必要となっていると思っております。ぜひこれも社会福祉法の改正と共に検討していただきたいと思っておりますし、これなしでは実際の地域でのワークがなかなか難しいとも言える非常に重要なものではないかという意見になります。
- 中核機関の役割や機能というところにおいては、これは第二期基本計画に書かれていることが求められてくるのですが、現状のままでは、これがなかなか難しいということが改めて分かったと思います。なお、中核機関というのが、委託を受けている1つのセンターのことだけを言っているのではないということも、もう少し我々が共通に認識しなければならないのかなと思います。そのためには、中核機関の法制度化が、苦情対応の場面においても必要かなと感じます。中核機関の持つ機能をしっかりと法律の中に定義づけた上で、対応困難事案について、どのような役割・機能を中核機関が持つのか、そして、地域連携ネットワーク協議会等を通して、地域全体でその仕組みをバックアップしていくような体制を進めていくためには、法的位置づけは本当に真剣に考えなければならないと思います。

成年後見制度利用促進専門家会議における「中核機関」の位置づけに関する 委員発言（2/2）

- そもそも後見業務は、民法の枠組みのまま社会福祉制度の中で運用しており、社会福祉事業でもないため、社会福祉法82条に規定する苦情解決の仕組みなどに関する法的根拠がありません。今後の民法改正の議論においても、成年後見制度が民法の枠組みだけで改正できるのか、中核機関の役割や苦情解決の仕組みが家庭裁判所を含む地域連携ネットワークだけで対応できるのか、疑問です。後見業務における相談や苦情という側面からも、中核機関の機能や後見業務に対応する法整備が必要と考えます。
- 基本計画の中間検証に向けて、現場では、個人情報取扱いに課題を感じているところです。中核機関が取り扱う情報の共有や守秘義務の在り方、そして苦情等において情報提供の本人同意が得られない場合の対応など、法的根拠や権限が不明瞭なため、連携を行うに当たって支障が生じております。したがって、本日の各報告のとおり、それぞれが主体性を持ち、連携して苦情等の対応を進めるという全体の方向性と、中核機関の機能についての法制化に賛同するところですが、検討を進める中では、個人情報保護の観点について整理する必要があると考えております。
- 中核機関というのは役割が非常に曖昧で、いまだにないところもあるわけですから、苦情に限らず、何をどこまでするのか、そのことがある意味、はっきりしていないところがあるのではないかと思います。中核機関の役割・権限というのを明確にしていくということが改めて必要なのだということを感じました。もちろん、スキームをつくったり、順次体制を整えていくことは重要なのですが、専門職団体の先生方からの御報告にもありましたけれども、この役割と権限を法的に位置づけていくということ、ぜひ中間検証に向けて課題としていただきたいなと思っています。
- 地域連携ネットワークの扇の要である中核機関について、現状では苦情対応の領域に限らず、その役割や権限が不明瞭であり、第二期計画の中で期待されている機能を中核機関が十全に果たしていくためには、その位置付けを法律上明確にする必要があるというのが多くの委員に共通する問題意識でした。したがって、中核機関の法制化の検討も今後の重要な課題の一つになると考えます。
- 成年後見制度を含めて、広く地域の権利擁護支援制度あるいは中間検証との関係で言えば、地域連携ネットワークづくりの適切な運用を具体的に担保できるような包括的な法律の整備が必要ではないかということをお勧め申し上げたいと思います。中核機関の権限等について明確化していく上では、一定の包括的な法整備が必要であろうと考えています。特に、先ほど御紹介いただきましたKPIについて、中核機関の整備状況が約6割というのは、一定の着実な進捗を見ているとはいえ、中核機関の整備というものが、そもそも第一期計画段階からの懸案であったこと、さらに言えば、依然として小規模自治体の取りこぼしが見られることなどを考えますと、中核機関の明確な法的な位置づけが必要であろうと考えます。
- 民法改正がもう具体的に見える状況になっている中で、地域福祉がどのような状況になっていくかというところが見えていないという実感があります。そこについては、中核機関の法的根拠がもう求められていると考えております。中核機関の中で求められる、基本計画の中の4つの機能について、公的責任として担うべき部分つまりどの地域においても最低限必要な部分、この類別化といいますか、仕分けを来年度、中間検証の中でまずやる必要があると思います。
- 理想的には、各種のモデル事業や中核機関、市民後見人の養成などを法定事業としていただき、強力に全国展開できるようにしていただきたいと考えております。

日常生活自立支援事業の概要

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る**互助のしくみ**であり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
- ※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可

【令和4年度末の実施体制】

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,596か所	4,016人	15,338人

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和4年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数(人)	21,496人 38.0%	14,384人 25.4%	17,638人 31.2%	3,032人 5.4%	56,550人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的な金銭管理サービス

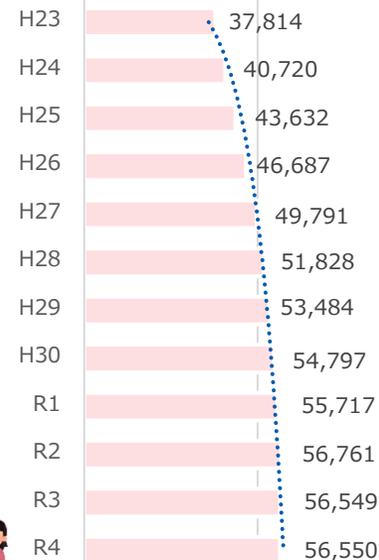
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預入の手続き

書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
 - ② 預貯金の通帳
 - ③ 権利証
 - ④ 契約書類
 - ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印
 - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

定期的な訪問による生活変化の察知
「見守り」

4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）



③ その他



小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

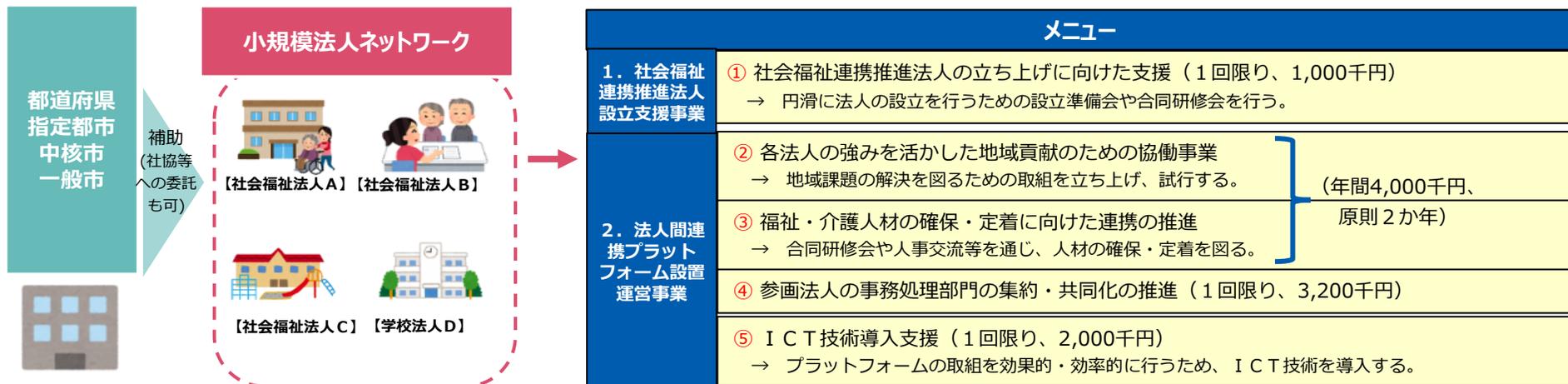
令和6年度当初予算 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
 - また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。
- (※) 事業メニュー「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」(R4~)も活用し、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)
- 補助率：定額補助



社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和6年3月26日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**21法人**。

法人名

(丸数字は設立順)

1. 認定所轄庁
2. 認定年月日

① **リガーレ**
1. 京都府 2. 令和4年5月10日

⑪ **きょうと福祉キャリアサポート**
1. 京都府 2. 令和5年2月28日

② **リゾムウェル**
1. 大阪府 2. 令和4年6月17日

③ **日の出医療福祉グループ**
1. 兵庫県 2. 令和4年8月1日

⑥ **あたらしい保育イニシアチブ**
1. 和歌山県 2. 令和4年11月11日

⑩ **福岡親和会**
1. 福岡県 2. 令和5年2月3日

⑰ **みらいグループ**
1. 福岡県 2. 令和5年7月11日

⑬ **幸輪ホールディングス**
1. 福岡県筑後市 2. 令和5年4月1日

⑮ **ジョイント&リップル**
1. 熊本県熊本市 2. 令和5年5月9日

⑱ **秋田圏域社会福祉連携推進会**
1. 秋田県 2. 令和5年8月2日

⑫ **さくらグループ**
1. 埼玉県 2. 令和5年3月27日

⑤ **一戸共栄会**
1. 東京都 2. 令和4年11月4日

⑦ **青海波グループ**
1. 東京都 2. 令和4年12月8日

⑨ **圏経営支援協会**
1. 東京都 2. 令和5年1月30日

⑳ **大和会**
1. 東京都 2. 令和6年3月26日

④ **光る福祉**
1. 千葉県 2. 令和4年10月13日

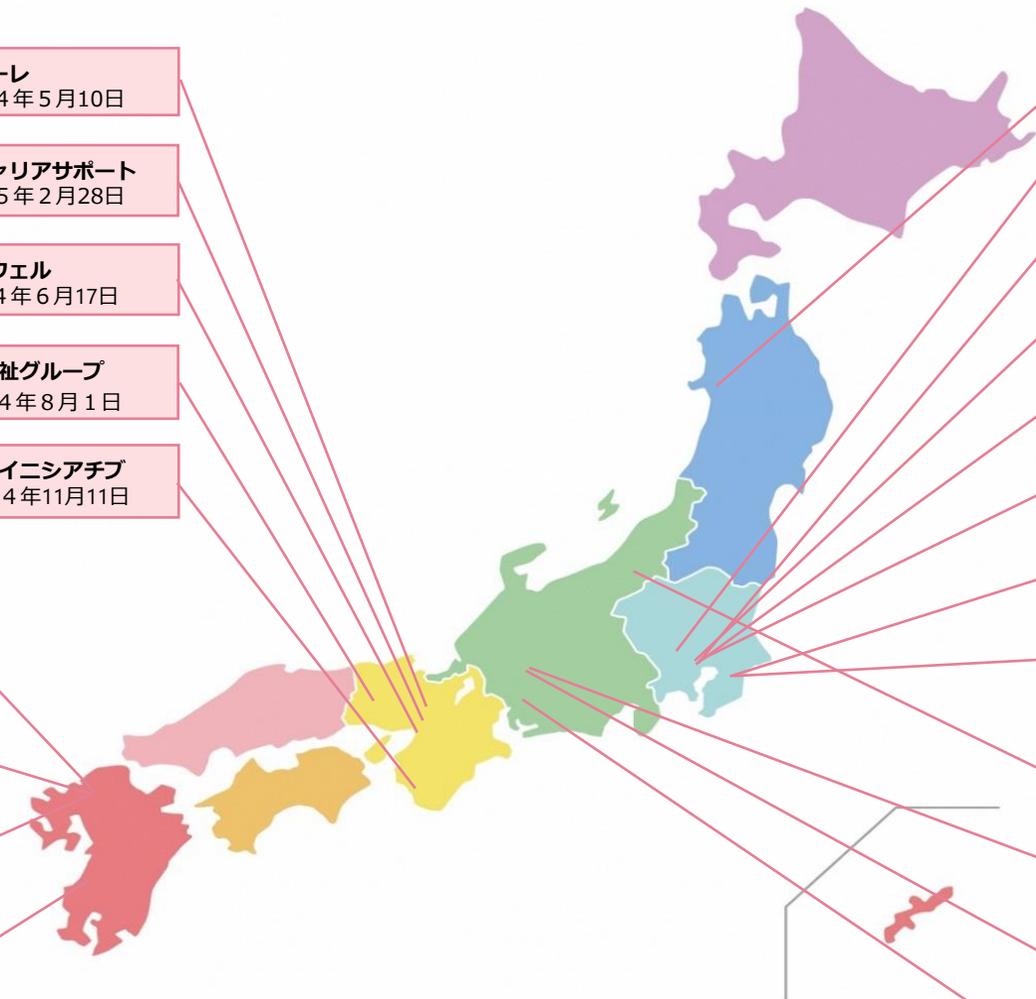
㉑ **キッズファースト**
1. 千葉県千葉市 2. 令和5年10月1日

⑭ **乳幼児教育ユニティ**
1. 新潟県 2. 令和5年4月3日

⑧ **黎明**
1. 岐阜県 2. 令和5年1月27日

⑯ **共創福祉ひだ**
1. 岐阜県飛騨市 2. 令和5年6月29日

⑲ **となりの**
1. 愛知県 2. 令和5年9月19日

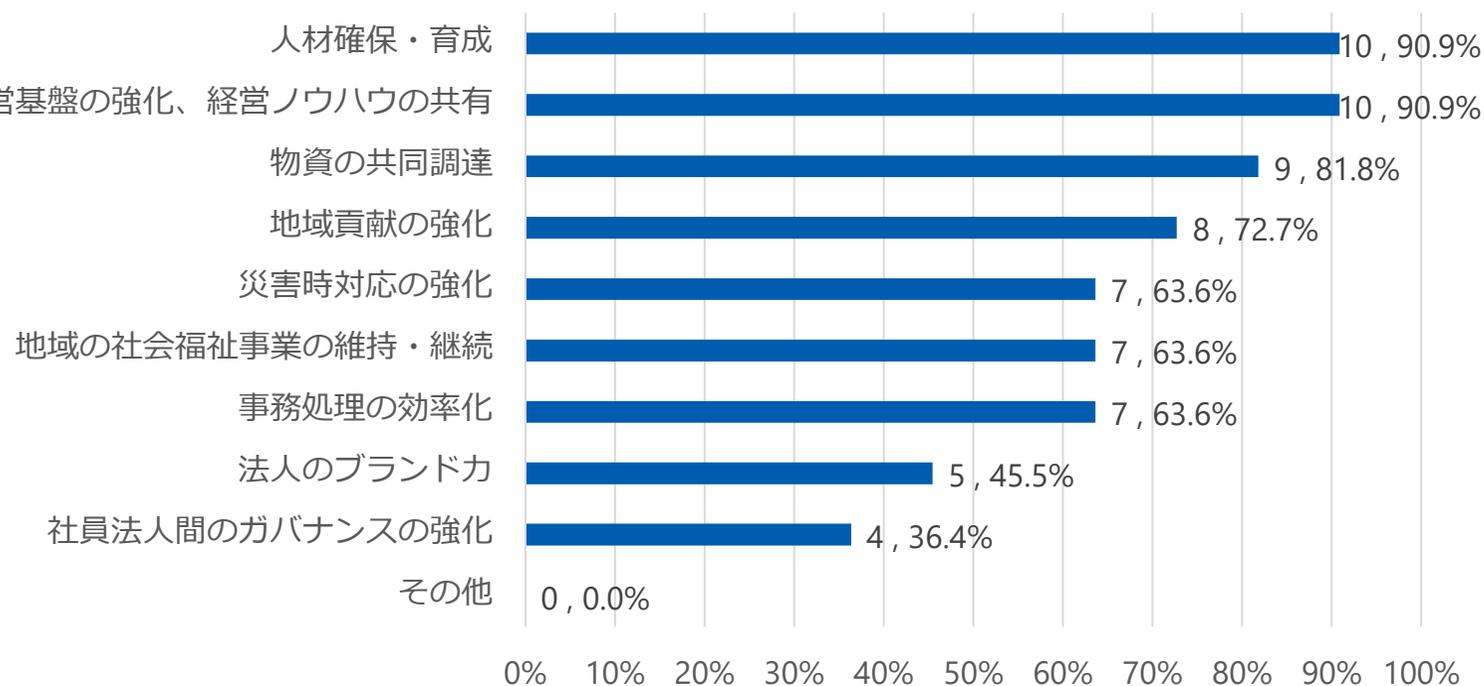


社会福祉連携推進法人の設立に至った直接の動機

- 設立動機として、11法人中10法人が「人材確保・育成」、「経営基盤の強化、経営ノウハウの共有」が動機として回答した。この他にも、「物資の共同調達」、「地域貢献の強化」、「事務処理の効率化」なども動機として多くの法人があげている。

<設立の動機（複数回答）>

(n=11)



出典：厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業 社会福祉連携推進法人制度の活用に関する調査研究事業事業報告書 社会福祉連携推進法人に対するアンケート結果（※）より。（※）令和5（2023）年10月時点で法人認定を受けていた20法人を対象に実施し、11法人から回答を得た。